

国立大学法人電気通信大学非常勤講師等の旅費細則

平成27年 3月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学旅費規程（以下「旅費規程」という。）

第2条の規定に基づき、非常勤講師、特任教員及び客員教員（以下「非常勤講師等」という。）が授業又は研究指導のために本学に旅行する場合における旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(鉄道賃等)

第2条 鉄道賃、車賃及び航空賃（以下「鉄道賃等」という。）は、授業又は研究指導のために本学に旅行し、当該旅行において鉄道、路線バス及び航空機（以下「交通機関」という。）を利用してその運賃を負担する非常勤講師等に支給する。

2 鉄道賃等の額は、非常勤講師等の居住地又は在勤地のうち、実際に使用する地点から本学への旅行に通常利用すると認められる経路及び方法における交通機関の運賃の額とする。

3 鉄道賃等は、前項において認定された交通機関の利用距離が2キロメートル未満となる場合は、支給しない。

(日当等の扱い)

第3条 日当は、宿泊を伴わない旅行の場合は、支給しない。

2 宿泊を必要とする旅行の場合は、日当及び宿泊料を支給するものとし、その額は、旅費規程別表第2に定める定額とする。

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項は、国立大学法人電気通信大学旅費規程、国立大学法人電気通信大学旅費細則及び国立大学法人電気通信大学旅費取扱要項の定めによる。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。